

砺波市災害時受援計画

令和3年3月
砺波市

目次

第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第2節 目的	1
第3節 位置づけ	2
第4節 発動	2
第5節 解除	3
第6節 想定する地震災害	3
第7節 平常時からの取組み及び計画の見直し	6
第2章 受援体制	7
第1節 基本方針	7
第2節 受援体制の構築	7
第3節 受援の基本的な流れ	9
第4節 受援対象業務	9
第3章 人的支援の受入れ	10
第1節 基本方針	10
第2節 人的支援の受入れの全体像	10
第3節 広域応援部隊の受入れ	11
第4節 保健医療活動チームの受入れ	13
第5節 自治体応援職員の受入れ	13
第6節 応急危険度判定に係る受入れ	19
第7節 災害救助ボランティアの受入れ	19
第8節 廃棄物処理(し尿・生活ごみ・災害廃棄物)に係る受入れ	20
第4章 物的支援の受入れ	23
第1節 基本方針	23
第2節 物的支援の受入れの全体像	23
第3節 物資拠点候補施設のリストアップ	26
第4節 関係機関の役割とタイムライン	29
第5節 市物資拠点の選定	31
第6節 市物資拠点の開設	31
第7節 県物資拠点の把握	31
第8節 物的ニーズの把握・取りまとめ	32
第9節 市備蓄物資の供給準備	32
第10節 要請	32
第11節 支援物資の受入れ	33
第12節 支援物資の供給	33
第13節 市物資拠点の運営	34

第14節	輸送手段の確保	35
第15節	自衛隊に対する災害派遣要請	35
第16節	自動車燃料の確保	35
第17節	義援物資の取扱い	35
第18節	余剰物資の取扱い	35
第5章	その他の受援	36
第1節	緊急輸送ルート	36
第2節	燃料・電力・ガスの供給	36
第3節	費用負担及び事故等の責任	37

第1章 総則

第1節 基本方針

災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、本市においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。

被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は一層困難になる。このような本市の対応力を超える状況下で不可欠なのが、国や県内外の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用する「受援」である。

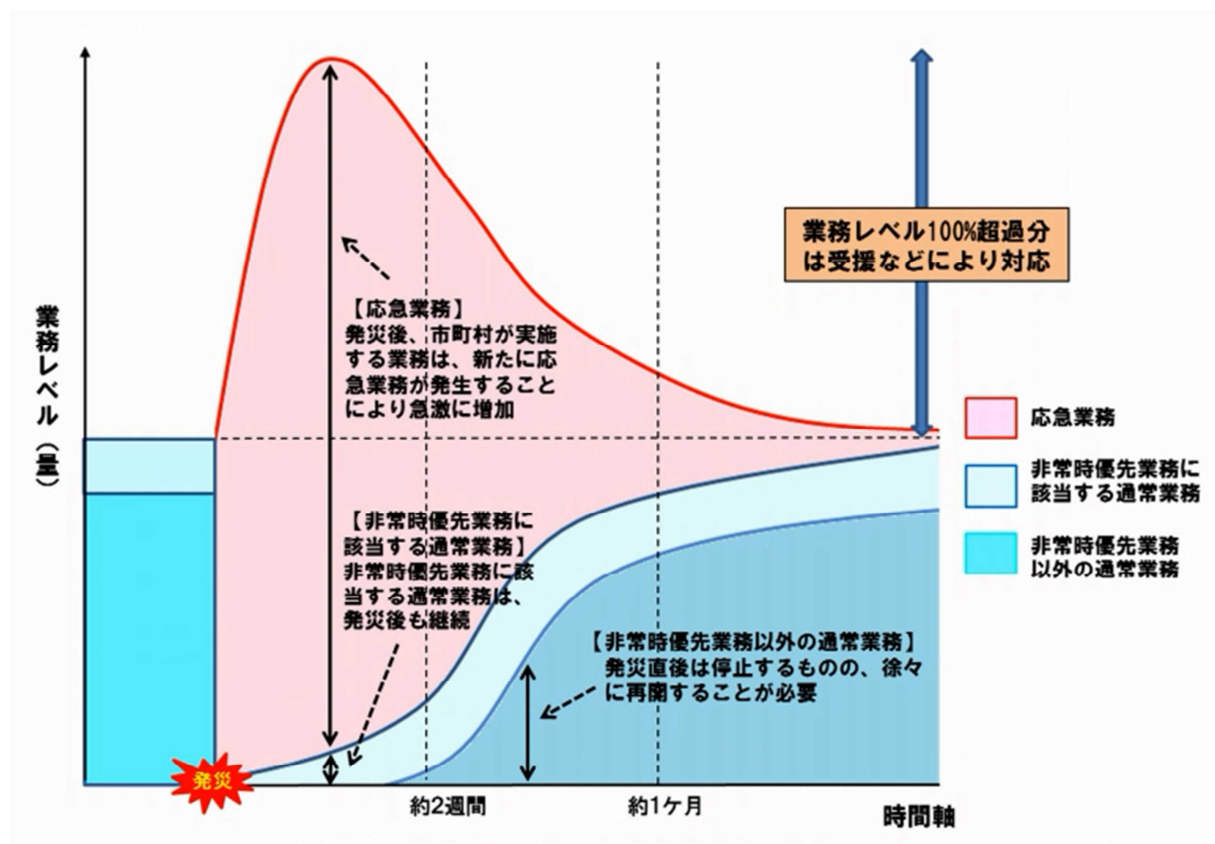


図 1-1 災害時における業務レベル図

(「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(平成 27 年 5 月：内閣府)より抜粋)

第2節 目的

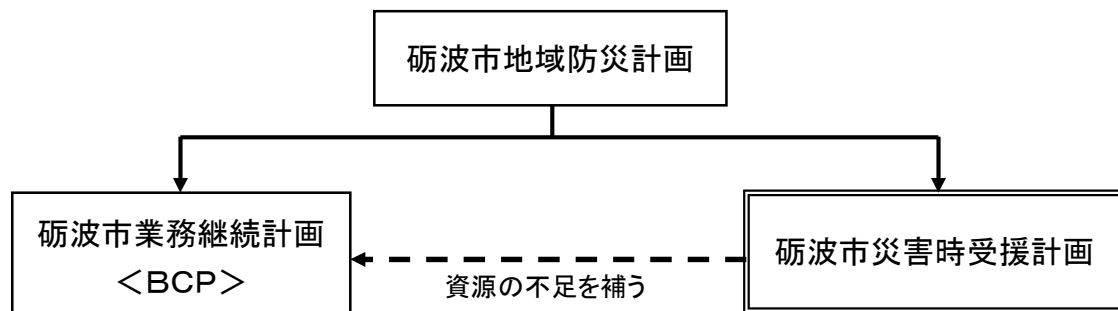
本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条第 4 項及び防災基本計画(昭和 38 年 6 月策定)第 2 編第 1 章第 6 節 2(5)で明確化された受援を踏まえ、本市において大規模な災害が発生した場合に、県と連携し、県内外の地方公共団体、関係機関、民間事業者、ボランティア等の各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制をあらかじめ整備することにより、迅速かつ効果的な受援体制の構築を目的とする。

第3節 位置づけ

本計画は、市地域防災計画を具体化する計画の一つとして位置づけ、市業務継続計画（BCP）にある非常時優先業務に必要な人的・物的資源の不足について、外部からの応援を受け入れるための計画とする。

本計画は、富山県災害時受援計画（平成31年3月策定）と整合の取れたものとする。

図 1-2 本計画の位置づけ



第4節 発動

（1）発動要件

大規模な地震の発生等により、市災害対策本部が設置されるとともに、本市内又は庁舎等に甚大な被害が生じた場合、もしくは市長（砺波市災害対策本部長。以下、「本部長」という。）が必要と認めた場合とする。

なお、市災害対策本部の設置基準は次の場合である。

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 暴風、大雨、洪水、大雪及び暴風雪警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。

ウ 大規模な火災・爆発、その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められるとき。

エ 重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。

オ その他市長が指示したとき。

（2）発動権限者

発動要件に基づき、本部長が発動の要否について決定するものとする。なお、本部長に事故があるときは、副本部長である副市长とし、副本部長に事故があるときは、市地域防災計画及び市業務継続計画に基づき、企画総務部長、建設水道部長、福祉市民部長、商工農林部長の順とする。

（3）事務局

市災害対策本部総務班が、発動手続きに関する事務を処理する。

(4) 発動の流れ

- ア 市災害対策本部の本部会議において、副本部長および本部員は、本市内の被害状況等を副本部長に報告する。
- イ 副本部長は、副本部長および本部員からの報告に基づき、市災害時受援計画の発動の可否を決定する。
- ウ 発動が決定された場合、本部員は部内各班に本計画の発動を伝達するとともに、災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき、人的・物的支援の受け入れについて県等に要請し、災害対策本部事務局総務班に報告する。
- エ 災害対策本部事務局総務班は、受援の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ伝達する。

(5) 発動期間

本計画は、災害発生後から想定される受援体制のうち、「初動期」（発災後概ね3日間）、「応急期」（4日目～）、「復旧期」（～1ヶ月）における受援を対象範囲とする。

第5節 解除

副本部長は、人的・物的支援の不足等に伴う本市における障害が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で本計画による受援体制を解除する。

第6節 想定する地震災害

(1) 想定地震

本計画では、震災時に実施又は継続すべき業務の選定及び災害が行政機能に与える影響を想定するため、想定地震を選定する。本計画で想定する地震は、甚大な被害が想定される「邑知潟断層帯」を震源とする地震（以下、「邑知潟断層帯地震」とする。）を前提とする。

震源域 : 邑知潟断層帯
規模 : マグニチュード 7.6

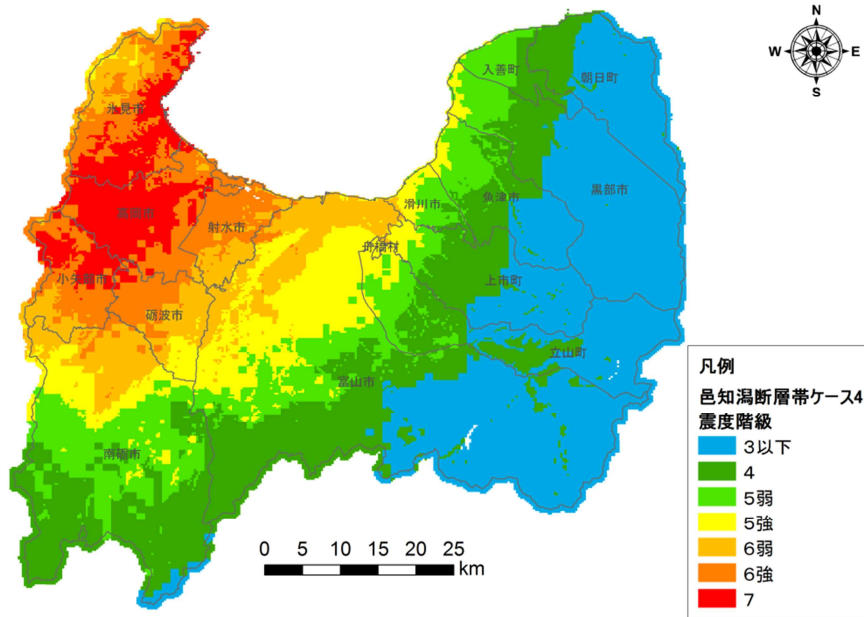
なお、地震以外に風水害や大規模災害等、その他の緊急事態に備えた市の受援体制を検討する場合において、本計画が準用可能となる場合は、必要に応じて本計画を準用するものとする。

(2) 発生時期

発生時期は、冬（積雪など厳しい気象条件）の日曜日（閉庁日）早朝（6時）と想定する。

(3) 市内の震度等

県の被害想定結果によると、本市内で邑知潟断層帯地震が発生した場合は、市内の一部の地域で震度7、また、市内ほぼ全域で6強から6弱の揺れも予想されることから、平野部では地盤の液状化、山地部では土砂災害が発生し、大きな被害が発生することが想定される。なお、震度分布の想定は、下図のとおりである。



邑知潟断層帯地震(ケース4)の想定震度分布

(4) 被害想定

邑知瀧断層帯地震における本市の被害想定は、下表のとおりである。

邑知瀧断層帯被害想定調査の被害想定(砺波市)

項 目		被 害 予 測 数			
物的被害	建物分類	住宅	非住宅	合計	
		現 況(棟)	21,890	23,550	45,440
	地盤の揺れ	全 壊(棟)	2,623	2,147	4,770
		半 壊(棟)	4,822	3,979	8,801
		被害率(%)	34.0%	26.0%	29.9%
	地盤の液状化	全 壊(棟)	386	316	702
		半 壊(棟)	472	385	857
		被害率(%)	3.9%	3.0%	3.4%
	急傾斜地崩壊	全 壊(棟)	0	1	1
		半 壊(棟)	0	1	1
		被害率(%)	0.00%	0.01%	0.00%
	合 計	全 壊(棟)	3,009	2,464	5,473
		半 壊(棟)	5,924	4,365	9,659
		被害率(%)	37.9%	29.0%	33.3%
	火災・延焼	焼 失(棟)	20	33	53
建物屋外付帯物の落下(棟)		641	689	1,330	
ブロック塀等倒壊	現 況(件)	4,613			
	倒 壊(件)	59			
自動販売機の転倒	現 況(件)	1,904			
	転 倒(件)	0			
人的被害	死傷者	現況人口(人)	49,095		
		被害項目	死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊(人)	124	1,146	1,270
		急傾斜地崩壊(人)	0	0	0
		火災・延焼(人)	0	1	1
		各種の塀倒壊(人)	0	0	0
		自動販売機の転倒(人)	0	0	0
		建物屋外付帯物の落下(人)	0	0	0
		合 計(人)	124	1,147	1,271

資料:平成 29 年 12 月 富山県による邑知瀧断層帯被害想定調査結果

第7節 平常時からの取組み及び計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、県や関係機関等と連携し、継続的に受援の内容や方法を確認し、検証するための訓練を実施するほか、平常時から相互に顔の見える関係づくりに努める。

訓練を踏まえた課題に対する改善、また、県や関係機関等の体制変更等の反映など、本計画の見直しを継続的に行う。

第2章 受援体制

第1節 基本方針

大規模災害発生時には、市災害対策本部における活動のほか、国や県、他の地方公共団体、関係機関等との連絡調整、人的・物的支援業務等の膨大な災害対応業務が発生し、市の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況となることが予想される。

このような状況の中、本市の人的・物的支援のニーズ把握や受援状況、応援側の申し出状況及び実施状況等、受援に係る様々な対応が求められる。

これらを円滑に行うため、災害対策本部内に受援に関する総合調整業務を専任とする「受援担当」を総務班内に設置するとともに、各班に受援担当者を設置し、受援に係る業務を処理するものとする。

第2節 受援体制の構築

(1) 受援担当の設置

市は、災害対策本部総務班内に受援に関する総合調整業務を専任とする受援担当を設置するとともに各班に受援担当者を設置する。

(2) 構成員

ア 災害対策本部総務班（受援担当）

イ 応援を受入れる各班

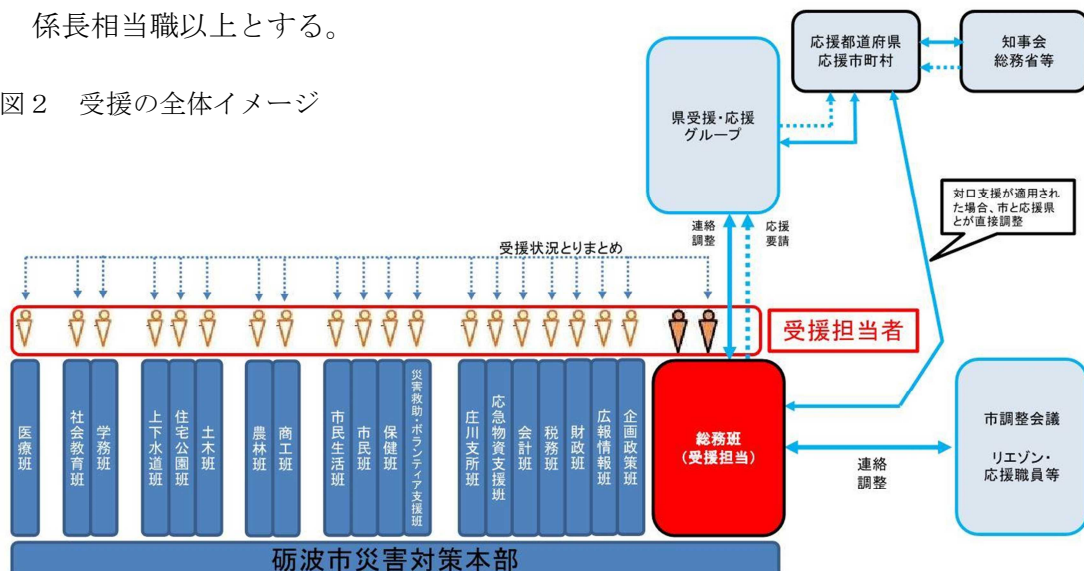
(ア) 指揮命令者

応援職員等に対して、業務に関する指揮命令を行う者とし班長相当職とする。

(イ) 受援担当者

災害時に迅速かつ円滑に受援を受け入れるため、受援対象業務の選定及び選定した業務ごとに受援シート及び業務フローの作成、更新等を中心的に行う者であり災害時には、受援に関して、情報共有や執務環境の確保に努める実務責任者となる、係長相当職以上とする。

図2 受援の全体イメージ



(3) 事務分掌

- ア 受援に関する状況把握・取りまとめ
- イ 災害対策本部会議の資料作成
- ウ 庁内の職員の調整業務
- エ 資源の調達・管理
- オ 応援職員の受入れ
- カ 県調整会議の情報収集（総務班受援担当）

(4) 総務班（受援担当）の業務

業 務	業 務 内 容
受援窓口	・ 応援の申入れがあった場合、最初の窓口となる。
応援要請	・ 庁内で不足する職員数（人的ニーズ）をとりまとめる（誰を、いつまで、どのくらいの数、応援が必要か）。 ・ 協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を要請する。 ・ 物的支援のニーズの取りまとめは応急物資支援班で行うが、要請は総務班が一括して行う。
調整会議の開催	・ 各班の応援を必要とする業務と必要人数を把握する。 ・ 受け入れ状況を共有し、必要に応じて応援職員等の差異を調整する。
受援の準備	・ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。 ・ 応援職員等の待機（ミーティング）スペースを確保する。 ・ 受け入れに必要な資機材の準備をする。 ・ 宿泊施設の紹介、割振。 ・ 応援職員等の食料等の確保を行う。 ・ 必要に応じて応援職員等の執務場所の調整を行う。 ・ 各班の受援担当者が、適切な執務環境を提供しているか把握する。
応援職員等の受入れ及び管理	・ 応援職員等名簿を作成し、受け入れ後の状況を一元管理する。
応援職員等による業務の状況把握	・ 業務実施内容や進捗状況の取りまとめを随時行う。
受援の終了	・ 各班による受援終了の状況把握を行う。 ・ 市全体の受援終了を判断する。

(5) 各班の業務

業 務	業 務 内 容
調整会議への参加	・ 総務班が実施する調整会議に参加する。 ・ 受入状況の共有・情報交換を行う。
受援の準備	・ 応援機関との連絡調整を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を確保する。 ・市職員と応援職員等の業務分担を明らかにする。 ・総務班と連携し、応援職員等の待機場所、執務場所の確保調整を行う。
応援職員等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員等の受付を行う。 ・業務内容の説明を行う。 ・応援職員等名簿を作成・管理し、総務班へ報告する。
受援による業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。 ・応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう配慮する。 ・総務班に業務実施状況を報告する。
受援の終了	<ul style="list-style-type: none"> ・受援終了の判断・総務班（受援担当）へ報告する。

第3節 受援の基本的な流れ

本市は、各フェーズにおいて、どのような組織・団体から応援を受けるかをあらかじめ検討し、受援対象業務の全体像を明らかにしておく。

応援を円滑に受け入れるための基盤となる総務班（受援担当）の業務自体も応援職員の受け入れが可能な業務であることに留意する。

災害対応業務を実施するうえで必要な資源については、人的・物的支援に大別されるが、その他活動拠点となる施設や、移動等に活用される燃料等も含まれる。

必要となる人的・物的資源等の種類や内容については、それぞれ業務によって異なるため、あらかじめ災害対応で求められる業務ごとに必要な資源を整理し、リスト化しておく。

第4節 受援対象業務

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的・物的支援を対象とし、その範囲は以下のとおりとする。

(1) 本市に人的支援を行う団体等（以下「応援団体」という。）

- ア 地方公共団体
- イ 広域応援部隊（自衛隊、消防、警察、国土交通省、海上保安庁等）
- ウ 災害時応援協定締結団体
- エ ボランティア
- オ その他の団体

(2) 本市に行われる物的支援（物資供給）の種類

- ア 富山県からの物資の受入れ（国からの支援を含む。）
- イ 災害時応援協定に基づく物資の調達
- ウ 救援物資の受入れ

第3章 人的支援の受入れ

第1節 基本方針

災害発生直後には、様々な分野・職種で人的支援が必要となり、国、県、地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体が本市に入り、人的支援が実施されることとなる。

人的支援の規模は、被害が大きくなるほど大きくなり、また、その形態は、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づく応援要請のほか、要請に基づかない自主的な応援等様々な枠組みで行われる。

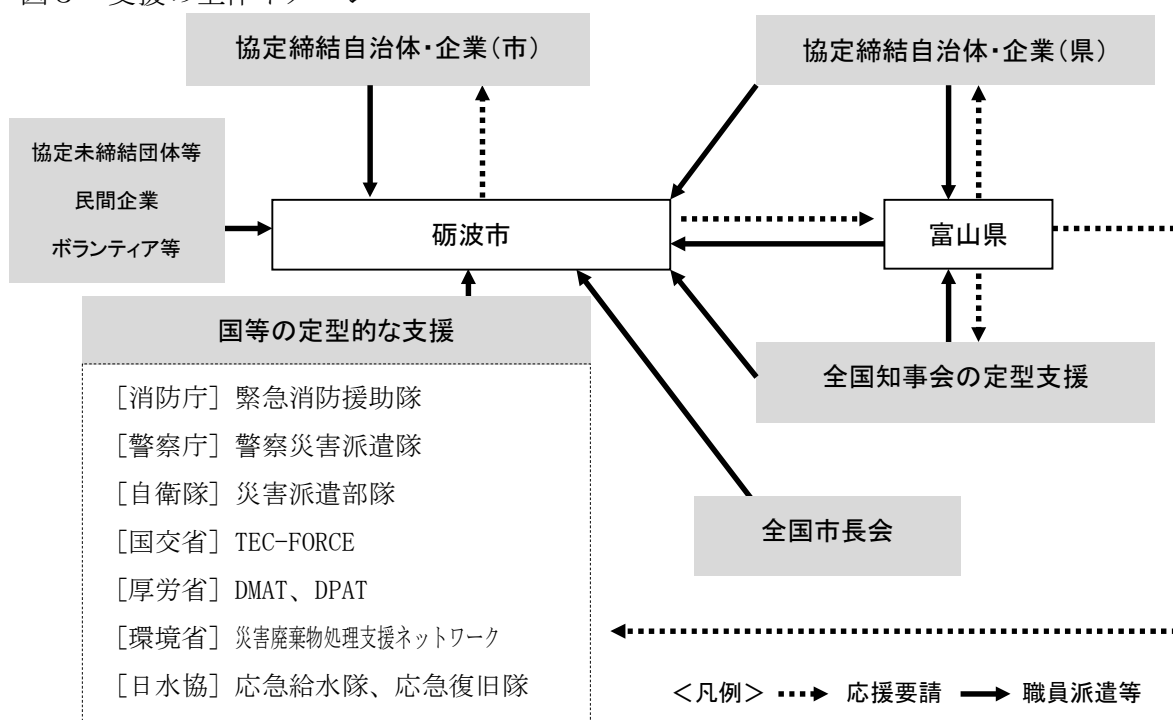
特に避難所運営や被災証明書の発行等の業務は、本市のマンパワーが不足するうえ、災害時新たに発生する業務であるため、相当な人的支援が必要となる。

また、大規模災害発生時には、市の応援要請を待たずに、国や県からリエゾン（現地情報連絡員）や応援職員が派遣されることが想定されるため、平常時から人的支援の受入体制の整備を進める。

第2節 人的支援の受入れの全体像

人的支援は、災害対策基本法をはじめ、個別の災害時相互応援協定に基づくものなど様々な枠組みの中で、国や県、地方公共団体、民間企業、ボランティア等多様な主体の関わりにより実施される。

図3 受援の全体イメージ



第3節 広域応援部隊の受入れ

大規模災害時に全国から派遣される自衛隊（災害派遣部隊）や消防（緊急消防援助隊）、警察（警察災害派遣隊）、国土交通省（TEC-FORCE＝緊急災害対策派遣隊）が人命救助のための重要な72時間を考慮しつつ、できる限り迅速かつ的確に本市で救助・救急、消火活動が行えるよう、県と連携し受入体制を整備する。

（1）応援部隊活動拠点の調整・決定

総務班（受援担当）は、県と連携し、自衛隊、消防、警察、国土交通省の受け入れを行う。

また、災害発生時には、活動候補拠点リスト・進出拠点リストの中から、被害状況や活動拠点候補地の使用可否、道路啓開等を踏まえ、県及び県から派遣されるリエゾン（現地情報連絡員）と調整を図りながら、活動拠点を決定する。

活動拠点の開設の際は、原則、市災害対策本部が当該施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を使用するための施設の開錠や施設内における立入禁止区域の設定等を行う。

【応援部隊の活動拠点候補地】

（医療、土木、水道、応急危険度判定士等応援部隊の活動拠点を次のように配置する。）

名 称	所 在 地	施設管理者	連 絡 先
医療応援活動拠点 砺波総合病院	砺波市新富町 1-61	砺波市長	TEL 0763-32-3320 FAX 0763-33-1487
土木応援活動拠点 砺波市役所土木課 （増築棟 1 階に置く）	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-4506
上下水道応援活動拠点 砺波市役所上下水道課	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-4037
応急危険度判定士応援活動 拠点 砺波市役所都市整備課 （増築棟 1 階に置く）	砺波市栄町 7-3	砺波市長	TEL 0763-33-1111 FAX 0763-33-6853

【応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点】

（ヘリコプターによる輸送及び陸上輸送の拠点を次のように配置する。）

名 称	住 所	電話番号
砺波総合病院屋上ヘリポート	砺波市新富町 1-61	0763-32-3320
砺波市陸上競技場	砺波市深江 815	0763-32-4684
砺波総合運動公園	砺波市柳瀬 241	0763-33-6889
弁財天公園	砺波市庄川町庄	

【応援消防機関の活動拠点】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
指揮隊活動拠点 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957
消防集結地 一次集結場所 砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 0763-32-4957
二次集結場所 文化会館駐車場	砺波市宮沢町	TEL 0763-33-5515
中村グラウンド	砺波市中村	TEL 0763-32-5240
臨時宿泊施設 砺波市文化会館	砺波市花園町 1-32	TEL 0763-33-5515
チューリップ四季彩館	砺波市中村 100-1	TEL 0763-33-7716
砺波市美術館	砺波市高道 145-1	TEL 0763-32-1001

(2) 現地合同調整所の設置

各広域応援部隊は、救助要請情報を踏まえ、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動拠点・活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、広域応援部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた広域応援部隊間の相互協力や役割分担を行う。

各広域応援部隊は、災害現場で活動するDMA T（災害派遣医療チーム）やライフライン事業者等と緊密に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(3) 広域応援部隊への情報提供

総務班（受援担当）は、被害状況や災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点に進出する広域応援部隊に対して必要な情報を提供する。

(4) 広域応援部隊への資機材等の調達

必要な資機材や食料等については、各広域応援部隊において自ら調達供給するが、広域応援部隊等から調達の要請があった場合は、総務班（受援担当）は、事前に協定を締結している団体・企業等から調達を行う。

(5) 広域応援部隊の活動状況の報告

広域応援部隊の活動状況については、市災害対策本部が各部隊からの報告を受け、県受援・応援グループ（応援部隊等支援）に報告する。

(6) 広域応援部隊への要請

各広域応援部隊への要請については、下記関係機関に県知事（警察災害派遣隊については県警察本部）が行う。

- ア 自衛隊
- イ 緊急消防援助隊
- ウ 国土交通省（TEC-FORCE）
- エ 警察災害派遣隊

第4節 保健医療活動チームの受入れ

大規模災害発生時には、建物倒壊や土石流等による多数の傷病者の発生等により、保健医療ニーズが増大することが想定される。このため、県と連携し、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

（1）救護所の設置

市は、管内の医療機関では負傷者の受入れができない場合、拠点避難所内に医療救護所を設置し、市医師会や歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

第5節 自治体応援職員の受入れ

大規模災害発生時には、市災害対策本部の活動のほか、人的・物的支援関係業務など、膨大な災害対応業務が発生し、既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況となることが想定されるため、全国から自治体応援職員を円滑に受け入れる体制を整備する。

また、被害が甚大で、本市において災害マネジメント機能や大量の応援職員の確保が必要な場合は、「応急対策職員派遣制度」による対口支援を活用し、県へ応援職員の派遣要請を行う。

（1）人的ニーズの把握

災害時には、市災害対策本部の各班は、応援職員の職種・必要資格等を明確にしたうえで、必要業務及び必要人数を決定し、総務班（受援担当）に報告する。

なお、県へ応援職員の派遣要請を行う場合、以下の情報を取りまとめる。

- ア 応援業務の内容
- イ 必要となる応援職員の職種及び人数
- ウ 必要な資格・経験
- エ 応援場所及び応援場所への交通手段
- オ 応援の期間
- カ 応援要請責任者の氏名及び連絡先
- キ その他必要事項

（2）他の地方公共団体等への要請

- ア 災害時相互応援協定に基づく要請

必要に応じて、災害時相互応援協定を締結している団体へ応援を要請する。

【要請先】

要請先	電話番号	FAX	衛星電話	衛星電話FAX
県防災・危機管理課	076-444-3187	076-444-3489	80-24-88-111-3373	80-24-88-111-2827
南砺市	0763-23-2001	0763-23-2001	08-24-88-124-80-79-11	08-24-88-124-80-79-10
小矢部市	0766-67-1760	0766-67-2171	80-24-88-124-80-78-9-241	80-24-88-124-80-78-10
高岡市	0766-20-1111	0766-20-1325	80-24-88-122-80-72-9-2308	80-24-88-122-80-72-10
愛知県安城市	0566-76-1111	0566-76-1112	80-24-88-023-712-2-2293	80-24-88-023-712-1150
石川県加賀市	0761-72-1111	0761-72-4640	80-24-88-017-206-10	80-24-88-017-206-21
北海道むかわ町	0145-42-2411	0145-42-2711	80-24-88-001-773-99	80-24-88-001-773-10
石川県金沢市	076-220-2111	076-233-9999	80-24-88-017-201-10	80-24-88-017-201-21
福井県越前市	0778-22-3000	0778-22-3458	80-24-88-018-302-1-2304	80-24-88-018-302-1-2990
茨城県東海村	029-282-1711	029-270-4418	80-24-88-008-235-8400	80-24-88-008-235-8450
山口県萩市	0838-25-3178	0838-26-5458	80-24-88-035-404-431	
北海道中富良野町	0167-44-2122	0167-44-2127	80-24-88-001-573-99	80-24-88-001-573-10
山形県長井市	0238-84-2111	0238-83-1070	80-24-88-006-726-901	80-24-88-006-726-950
静岡県下田市	0558-22-2211	0558-22-3910	80-24-88-022-233-9001	80-24-88-022-233-8001
岐阜県大野町	0585-34-1111	0585-34-2110	80-24-88-021-453-2	80-24-88-021-453-719
兵庫県宝塚市	0797-77-2078	0797-77-2102	80-24-88-028-214-52	80-24-88-028-214-61
福岡県久留米市	0942-30-9000	0942-30-9714	80-24-88-040-700-78-203-70	80-24-88-040-700-78-203-75
鹿児島県和泊町	0997-92-1111	0997-92-3351		

イ 対口支援に基づく災害時応援

県の調整による対口支援が適用された場合、以下の（３）～（１０）の連絡や手続き、要請等については、総務班（受援担当）と対口支援団体が直接調整を行う。

また、受援班は対口支援の実施状況の全体像を把握するとともに、情報収集等を継続し、追加の応援要請等について県へ報告する。

（３） 応援要請先への連絡事項

総務班（受援担当）は、各協定の様式等に基づき、応援要請先へ次の事項を伝達する。

- ア 被害の状況
- イ 応援業務の内容
- ウ 必要となる応援職員の職種及び人数
- エ 必要な資格・経験
- オ 応援場所及び応援場所への交通手段
- カ 応援の期間
- キ 応援要請責任者の氏名及び連絡先
- ク その他必要事項

総務班（受援担当）は、応援職員の派遣の決定にあたっては、応援地方公共団体ごとに次の情報をできる限り記した受援管理帳票の提出を求める。

- ア 応援団体名
- イ 所在地
- ウ 担当者名及び連絡先
- エ 応援業務
- オ 派遣人数
- カ 派遣先
- キ 出発・到着予定日時
- ク 派遣手段
- ケ 派遣終了予定日
- コ 応援内容に基づく協定等
- サ 有償の応援について（金額等）

（４） 応援職員の受入れ

総務班（受援担当）は、応援要請先から受援管理帳票を受けたときは、当該帳票に受信日時、受信者名、受信者連絡先を記したうえで、人的・物的支援管理表を作成する。

（５） 資機材・宿営場所等の活動に必要な情報提供

総務班（受援担当）は、県及び応援自治体等からの応援職員について、原則、応援側で携行品や現地での活動に必要な資機材、宿舎等を確保するよう要請する。

また、応援側で手配できない場合を考慮し、食料や飲料水、資機材等を確保するとともに、宿泊場所や駐車場等をあつせんする。

なお、総務班（受援担当）は、応援側に対して輸送ルートや給油所の状況等の活動に必要な情報提供を行う。

（６）執務環境

受援が想定される業務については、各班において、あらかじめ応援職員のための執務スペースを検討するとともに、必要に応じ、業務に係る基本情報やフロー、協力機関の連絡先等を整理しておく。

（７）本市における主な受援業務

本市においては、災害発生後、被害規模によっては業務量が増大し、本市単独での対応は困難となる業務として、特に「避難所の運営」や「住家被害認定調査、り災証明書発行」が想定され、県や他自治体の応援職員の円滑な受け入れのための体制整備が必要となる。

市は、これらの災害発生時に応援職員を要すると想定される業務について、平時より、邑知潟断層帯地震の被害想定など、様々な被害規模に応じて、避難所の運営に関する業務に必要な職員数をあらかじめ算出しておく。

<本市において想定される受援業務> 別表１「受援対象業務一覧表」

- 避難所の運営
- 避難所等での健康相談、健康調査、健康指導等
- 住家の被害認定調査
- り災証明書の発行
- 物資の受入れ、物資集積拠点の運営
- 災害箇所調査、査定準備、応急復旧
- みなし仮設住宅の申込み受付等
- 避難所ごみ、災害廃棄物の収集運搬
- 災害廃棄物仮置場の運営 など

（８）必要職員数の把握及び応援要請

総務班（受援担当）は、本市における被害状況を収集・把握し、本市内の被害状況や市職員の被災状況等を踏まえ、県や他自治体へ応援を要請する。

また、派遣期間が長期にわたる場合は、県や他自治体との調整を踏まえ、必要に応じて、交代要員を要請する。

（９）人的・物的資源管理票の作成

総務班（受援担当）は、日々の受援状況等を一元的に管理するため、関係班（受援担当者）と連携し、人的・物的資源管理票及び受援管理帳票を作成する。なお、国等における定型化された応援など独自の枠組で行われる応援についても、本管理票を作成する。

(10) 受援規模の試算

市は、邑知潟断層帯地震の被害想定に基づき、災害対応人員管理支援システム等により各受援業務に必要な人員をあらかじめ算出する。災害時において受援ニーズや規模の情報収集が困難な場合は、被害状況と試算を照らし合わせ、受援に必要な人員を先取りし、受援要請を行うことを検討する。

第6節 応急危険度判定に係る受入れ

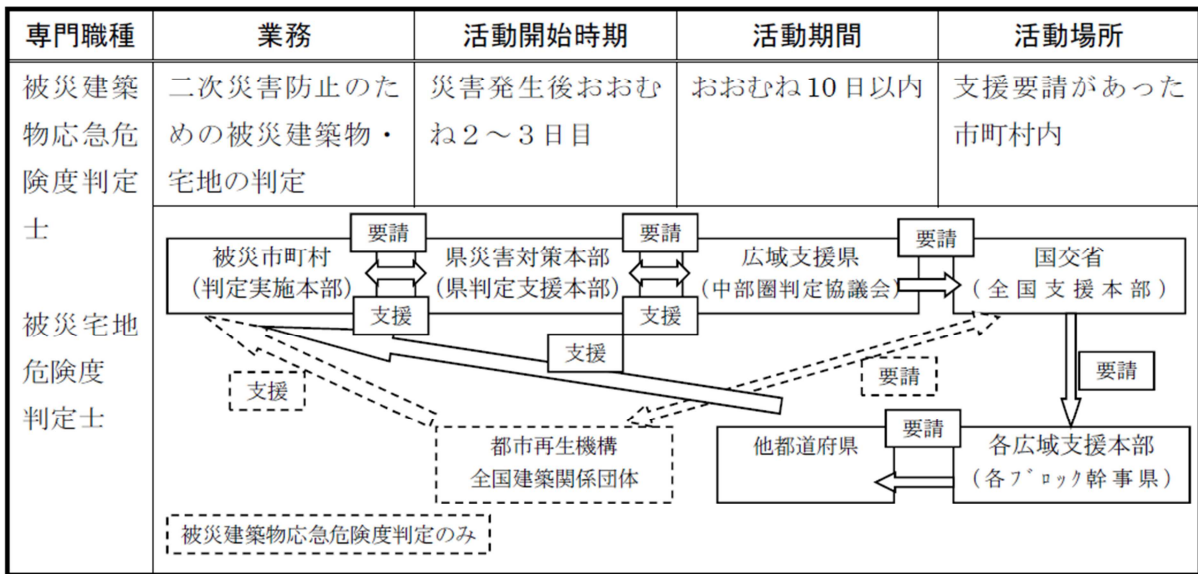
市は、余震等による建築物の倒壊や部材の落下、宅地の破壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物や宅地の危険度判定が必要と判断した場合、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 応急危険度判定士の必要数

市は、平時より邑知潟断層帯地震の被害想定など、様々な被害規模に応じて、応急危険度判定に係る業務に必要な判定士数を算出する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定

市は、必要な判定士の確保のため、県及び地元判定士に受援を要請する。また、「富山県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、判定士を円滑に受け入れるための調整を行い、判定体制を整備する。



富山県災害時受援計画

第7節 災害救助ボランティアの受入れ

大規模災害発生時には、被災者は多くの困難に直面し様々な課題が発生することから、行政では対応しきれない被災者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、全国から、様々な分野のボランティアを円滑に受け入れる体制を整備する。

(1) 災害救助ボランティアセンターの設置

ア 体制の整備

市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会等が連携して、市災害救助ボランティアセンターを設置するとともに、必要に応じて、災害救助ボランティアセンターサテライト（以下、「サテライト」という。）を設置し、救助ボランティアの受け入れ体制を整える。

市災害救助ボランティアセンターは、地域協力団体や県災害救助ボランティア本部に災害救助ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

イ 機能・業務

- (ア) 市災害対策本部、県災害救助ボランティア本部及びサテライトとの連絡調整
- (イ) サテライト間の災害救助ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- (ウ) 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力調整
- (エ) 相談窓口（電話）の設置
- (オ) ボランティア活動参加申出者への対応
- (カ) ボランティアの受入れ
- (キ) 活動用資機材の調達（市災害対策本部との連携）
- (ク) 救援物資の仕分け、搬送
- (ケ) 地域内への広報

(2) サテライトの設置

ア 機能・業務

- (ア) 市災害救助ボランティアセンターとの連絡調整
- (イ) ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- (ウ) ボランティアの受入れ
- (エ) コーディネート
- (オ) 救援物資の整理配布
- (カ) 活動用資機材の配布
- (キ) 現地での支援活動
- (ク) ボランティアの健康管理

第8節 廃棄物処理（し尿・生活ごみ・災害廃棄物）に係る受入れ

大規模災害発生時には、仮設トイレ等のし尿や避難所ごみ等生活ごみ、損壊家屋や被災家具等の災害廃棄物などにより、廃棄物処理業務が発生し、既存の人的資源・資機材のみで対

応することは極めて困難な状況となることが想定されることから、県や他自治体からの支援を円滑に受け入れる体制を整備する。

(1) 廃棄物処理の主体

市は、災害の規模等を踏まえ、独自で処理できるか検討し、処理が難しい場合は、県災害対策本部（環境政策班）へ支援（事務委託を含む。）を要請する。

また、県と連携し、「富山県災害廃棄物処理計画」に基づき、他市町村や近隣他県、国等との調整を行う。ただし、本市が甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により、本市から事務委託を受けて、県が処理主体となることがある。

(2) 人的・資機材ニーズの把握

生活環境班は、初動期に、本市における避難所設置や建物・上下水道・道路被害等の情報について、県災害対策本部（環境政策班）と情報共有を行う。

また、災害廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理施設の被害状況、仮置場の整備状況等について、情報収集を行い、応援職員や資機材（ごみ・し尿収集運搬車両、仮設トイレ等）のニーズを把握する。

(3) 処理の内容

ア し尿

初動期に避難所等への仮設トイレの設置・管理やし尿の収集運搬・処理体制の構築などが行えるよう、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

イ 生活ごみ

初動期にごみ焼却施設等の被害状況の確認や生活ごみの保管場所の確保などを行い、応急期にごみ焼却施設等の補修準備や生活ごみの収集運搬・処理体制の確保が行えるよう、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

ウ 災害廃棄物

災害廃棄物処理のため、初動期に通行障害廃棄物の撤去・収集運搬や有害廃棄物の回収などを行い、応急期に倒壊の危険性のある建物の解体・撤去や腐敗性廃棄物の処理、発生量の推計、仮置場の確保・運営管理、収集運搬体制の確保などを行えるよう、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

仮置場の場所を選定する際に、国有地又は県有地の利用が必要な場合は、県災害対策本部（環境政策班）等と調整を行う。

(4) 国、近隣他県等への支援要請

(3) の処理を実施するに当たり不足する人的・資機材支援について、災害支援協定等も踏まえ、国や近隣他県、他市町村、廃棄物関係団体、民間事業者等に要請が必要な場合は、県災害対策本部（環境政策班）と調整を行う。

(5) 人的・資機材支援の受入れ

(4) の要請に基づき派遣される支援職員や資機材の割振りについて、県災害対策本部（環境政策班）と調整する。

第4章 物的支援の受入れ

第1節 基本方針

平成28年4月の熊本地震では、熊本県の物資拠点（公共施設）が被災により使用できず、民間物流拠点を国のプッシュ型支援物資の仕分けや配送を行う一次物資拠点として活用し、全国からの支援物資の保管施設としても使用され、民間の物流施設を災害時の物資拠点として活用することの有用性が再認識されている。

大規模災害を想定した場合、避難所に円滑に物資を供給するためには、物資の調達と輸送を一体的に検討する必要がある。

本計画では、熊本地震で問題となった物資拠点から避難所までの輸送（いわゆる「ラストマイル」）への対応など、支援物資の供給体制の強化に取り組み、また、万が一、物流事業者等が被災し支援が得られない場合においても、避難者に支援物資を確実に供給するため、市職員自らが物流倉庫の運営や配送を担うための体制整備を進めていく。

第2節 物的支援の受入れの全体像

（1）広域的な応援の枠組み

災害が発生した直後から、本市は、国や県、地方公共団体、民間企業等から物的支援を受ける必要がある。

＜物的支援の基本的な枠組み＞

基本的な枠組み	受援等の種類
本市による物資の確保	本市の備蓄物資の提供・配送
	物的資源ニーズに基づく物資の確保【発注】
	協定に基づく地方公共団体、民間企業等からの物資の確保
県による物資の提供・支援	県の備蓄物資の提供・発送
	物的資源ニーズに基づく物資の確保【発注】
	協定に基づく地方公共団体、民間企業等からの物資の確保
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

（2）支援物資供給の枠組み

ア 市備蓄物資の供給

災害発生時は、まず本市の備蓄物資を各拠点避難所から各避難所に供給する。

イ 県備蓄物資の供給

災害発生時は、県備蓄物資を被災状況や物資の種類・量・輸送手段等により、本市が開設する本市域内の物資輸送拠点（以下、「市物資拠点」という。）を經由して各避難所又は直接各避難所に供給する。

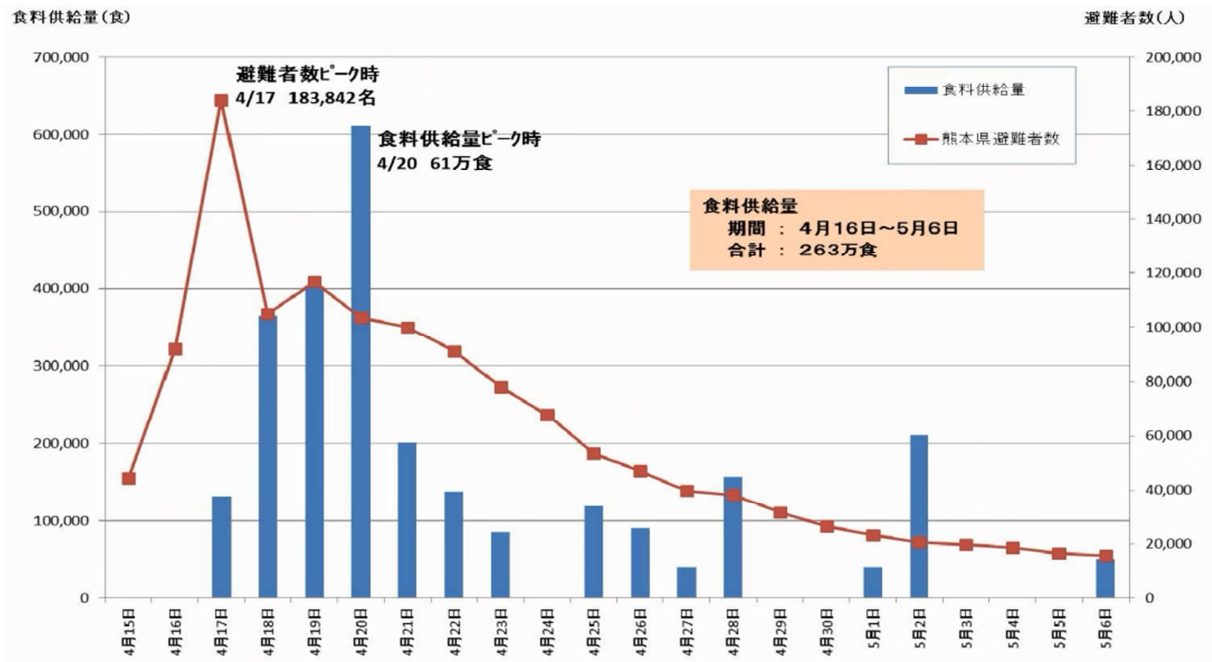
ウ 市及び県協定物資の供給

市協定物資及び県協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量・輸送手段等により、市物資拠点及び県が開設する広域物資輸送拠点（以下、「県物資拠点」という。）を經由して、各避難所又は直接各避難所に供給する。

エ 国のプッシュ型支援物資の供給

国のプッシュ型支援物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量・輸送手段等により、市及び県物資拠点を經由して、各避難所又は直接各避難所に供給する。

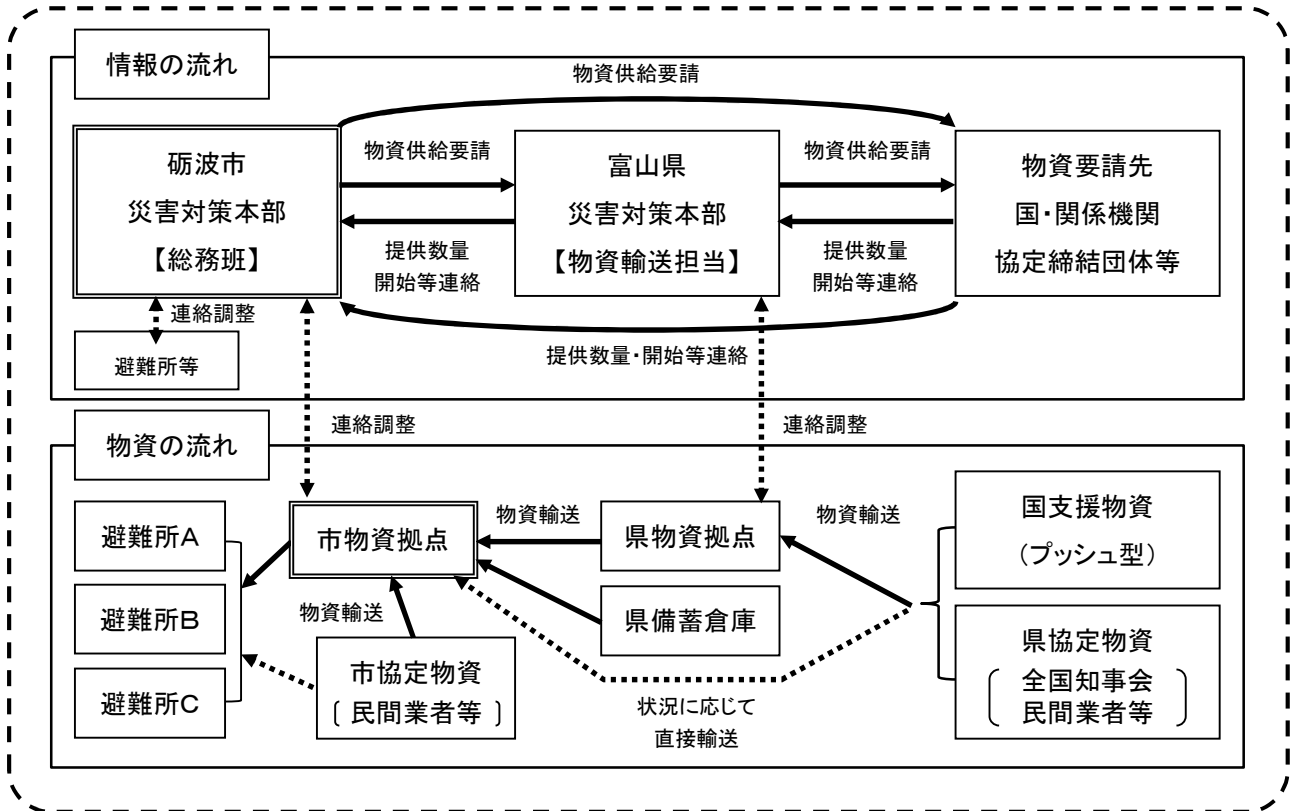
<参考：図 4-1 熊本地震における国支援物資の供給量>



(3) 物的支援の枠組と流れ

支援物資の調達先から避難所までの枠組と流れは、下図のとおりである。

<図 4-2 物的支援の枠組と流れ>



(4) 市災害対策本部内における物的支援担当の配置

市物資拠点の開設・運営及び物資輸送を速やかに行うため、市災害対策本部（総務班受援担当）内に物的支援担当を配置する。

物的支援担当の主な業務は下記のとおりである。

- ア 総務班及び各班との調整に関すること（支援物資の状況把握）
- イ 県や民間企業への物資の要請・調達
- ウ 避難所からの物資の要請の受付、供給見通し等の回答
- エ 道路の被災状況による輸送ルートを選定・確保
- オ 物資拠点の開設・調整に関すること

(5) 物流専門家の派遣

市物資拠点及び市災害対策本部等に物流専門家が必要となる場合には、県を通じて県倉庫協会に物流専門家の派遣を要請し、不足する場合には、県トラック協会や指定公共機関（運送事業者等）に要請する。

第3節 物資拠点候補施設のリストアップ

(1) 市物資拠点のリストアップ

市は、調達先からの支援物資の受け入れや保管、仕分け等をしたうえで、避難所に供給する機能を果たすため、平常時において、民間物流事業者等の協力を得て、公共施設や民間物流拠点等から市物資拠点をあらかじめリストアップしておくとともに、候補施設ごとの施設概要や位置、交通アクセス、設備等をまとめたシートをあらかじめ作成しておく。

リストアップにあたっては、県の「富山県災害時受援計画」を参考に、施設自体が被災した場合も考慮し、複数の候補施設をリストアップする。

【市物資拠点（輸送拠点施設）】

・株式会社スリー・ティ（トナミ倉庫）	砺波市鷹栖 1913	0763-33-1269
・株式会社スリー・ティ（中央倉庫）	砺波市鷹栖 2261	0763-33-2446
・株式会社スリー・ティ（本社倉庫）	砺波市鷹栖 2305	0763-33-4732
・株式会社スリー・ティ（東中センター）	砺波市東中 75	0763-23-6363
・株式会社スリー・ティ（庄川センター）	砺波市庄川町青島 208	0763-82-8030
・株式会社スリー・ティ（神島センター）	砺波市神島 115	0763-58-5226
・京神倉庫（北陸流通センターA号倉庫）	砺波市西中 631-6	0763-32-9857

なお、上記施設が被災するなどして使用ができない場合、また、物資の量が多く管理しきれない場合は、砺波市高道体育館及び砺波市農村環境改善センター（砺波市高道体育館を優先する。）を管理、仕分け、搬出や積換えを行う輸送拠点施設とする。

(2) 被災状況チェックシートの作成

市は、平常時から施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認する「被災状況チェックシート」を作成するとともに、市の物的支援担当は、発災後、候補施設の被災状況を把握し、物資拠点の速やかな選定・開設に努める。

(3) 市物資拠点の選定・開設・運営に係るマニュアルの作成

市は、災害発生時に市物資拠点を速やかに選定・開設・運営するためのマニュアルの作成に努める。また、発災後の迅速な市物資拠点の選定のため、平常時から、物的支援に係る国のマニュアル等を参考に避難者数に応じた必要物資量を想定しておく。

<参考：避難者数に応じた必要物資量の算定式>

<p>【算定式】</p> <p>想定避難者数 [人] = 災害発生時の想定人口 [人] × 想定避難者割合</p> <p>災害発生時の想定人口 [人] = 人口：夜間 or 昼間 [人] + 想定観光客数 [人]</p> <p>男女別年齢別の想定避難者数 [人] = 災害発生時の想定人口 × 想定避難者割合 × 市町村別男女別年齢構成比</p> <p>必要な物資量 [品目別の個別単位]</p> <p>= (想定避難者数 [人] × 1人当たり1日に必要な物資量 [個別単位/人・日] × 物資量の算定日数 [日]) - 供出可能な備蓄物資量 [個別単位]</p> <p>必要な支援物資量 [トン]</p> <p>= (想定避難者数 [人] × 1人当たり1日に必要な物資量 [トン/人・日] × 物資量の算定日数 [日]) - 供出可能な備蓄物資量 [トン]</p> <p>物資拠点施設の必要規模 (拠点面積) [㎡]</p> <p>= 必要な支援物資量 [トン] × 支援物資1トン当たりに必要な拠点面積 [㎡/トン]</p>

(必要量の算出式)

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数	避難所避難者数 ^{※1} × 3食 × 1.2 ^{※2}
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人当たり必要枚数2枚 - 被災地方公共団体備蓄量
育児用調整粉乳	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0歳人口比率 ^{※3} × 一人1日当たり必要量140g × 4日間
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0～2歳人口比率 ^{※3} × 一人1日当たり必要量8枚 × 4日間
大人用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 必要者割合0.005 ^{※4} × 一人1日当たり必要量8枚 × 4日間
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 上水道支障率	避難所避難者数 × 上水道支障率 ^{※5} × 一人当たり使用回数5回/日 × 4日間
トイレット ペーパー	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人1日当たり必要量0.18巻 ^{※6} × 4日間
生理用品	避難所避難者数	避難所避難者数 × 12～51歳女性人口比率 ^{※3} × 一人1期間(7日間)当たり必要量30枚 × 4/7 ^{※7} × 1/4 ^{※8}

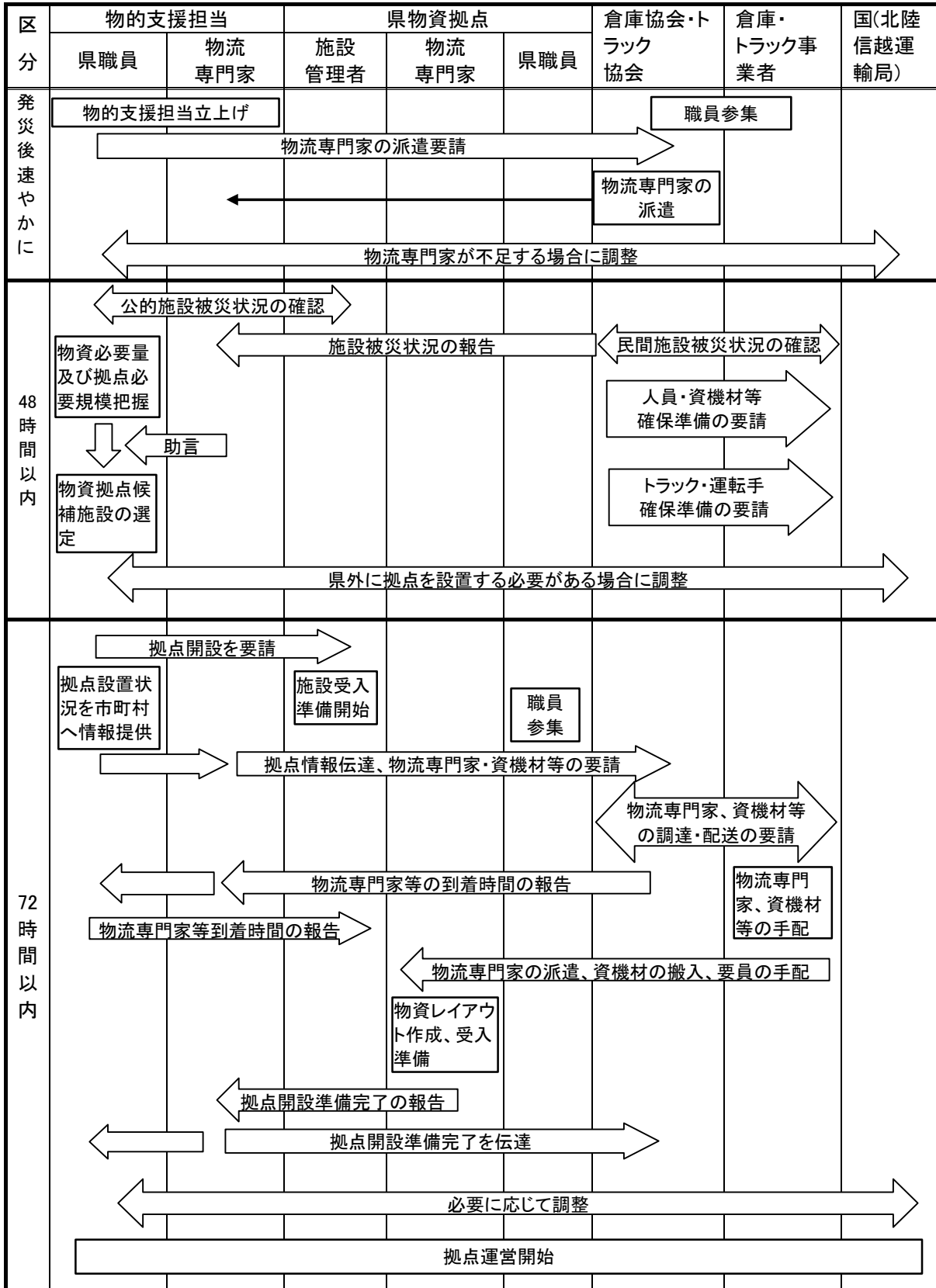
※1：避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

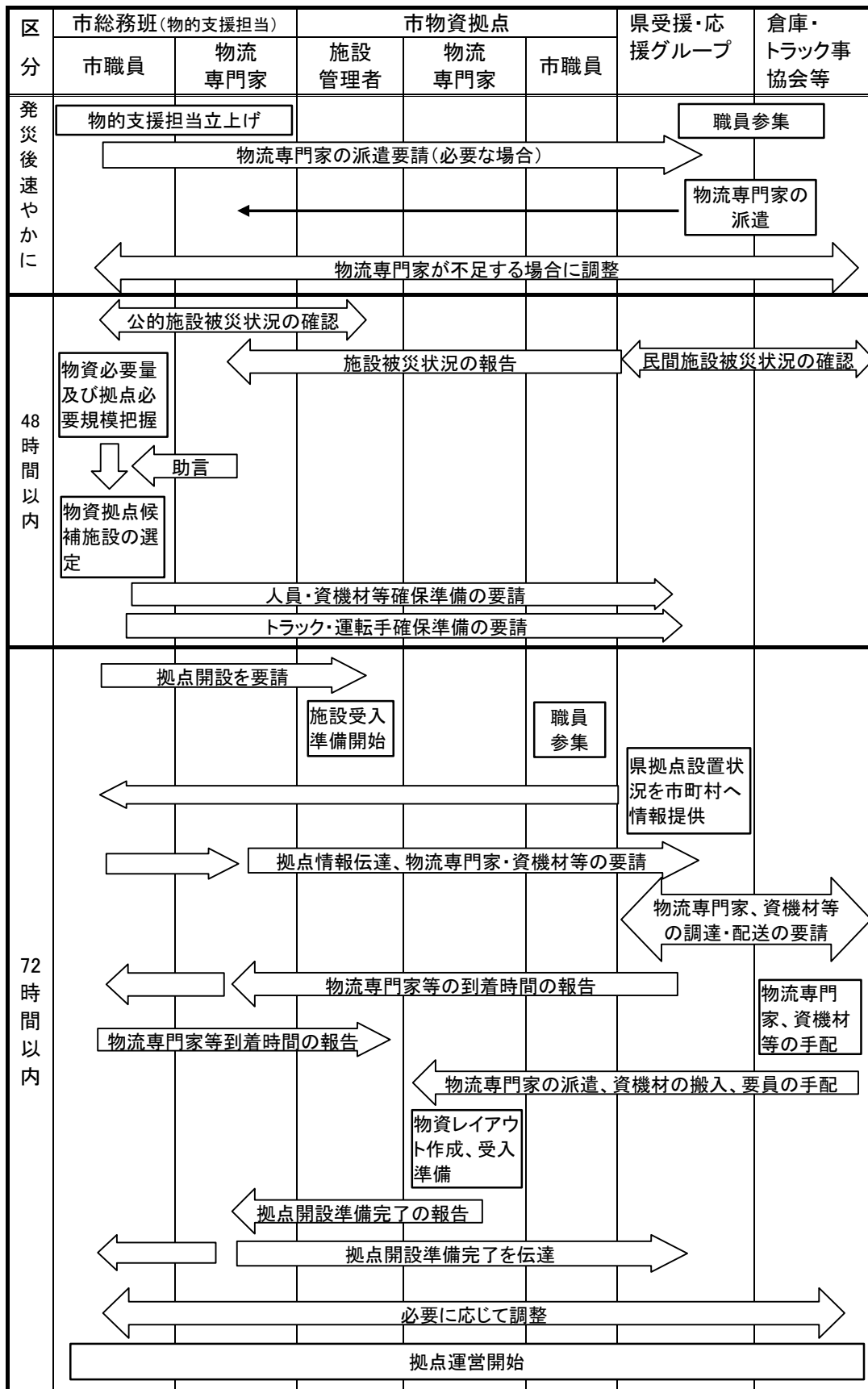
※2：食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの

- ※3：「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、平成22年国勢調査（総務省統計局）における数値
- ※4：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者数における要介護の高齢者を想定したもの
- ※5：携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、砺波市の断水人口の割合（断水率）
- ※6：トイレトペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算
- ※7：生理用品の算出式における「4/7」という係数は、一人1期間（7日間）当たりのうちの4日間分（4日目～7日目）
- ※8：生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

第4節 関係機関の役割とタイムライン

災害が発生してから物資拠点の開設・運営にいたるまでの関係機関の役割は、下記のとおりである。（発災後、72時間以内における関係機関のタイムライン）





第5節 市物資拠点の選定

(1) 市物資拠点の選定

総務班（受援担当）は、以下の手順により市物資拠点を選定する。

- ア あらかじめリストアップしている物資拠点候補施設の被災状況を確認する。
- イ 必要支援物資量を適切に処理するための施設の規模を把握する。
- ウ 県や物流専門家の助言を得ながら、使用可能であることが確認された施設の中から、必要規模を満たす施設を推計する。
- エ 施設の抽出にあたっては、1箇所で支援物資を管理するケースや物資ごとに施設を使い分けるケース等も考慮して抽出する。
- オ 抽出した施設から各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地を踏まえ、適切な施設を選定する。
- カ 選定に当たっては、まずは迅速に開設でき、人員や資機材が比較的確保しやすい民間物流拠点を検討する。
- キ 事前にリストアップしていた施設が被災等により使用できない場合、県や近隣市町村に要請し、物資拠点を確保する。

第6節 市物資拠点の開設

(1) 市物資拠点の開設

総務班（受援担当）は、本市の被災状況を把握したうえで、施設管理者等に対して、物資拠点の開設や受け入れ準備を要請する。

(2) 人員及び資機材の確保

総務班（受援担当）は、市物資拠点担当職員を現地に派遣する。また、支援物資量と施設に配備されたフォークリフトやパレット等の設備状況を考慮し、運営に必要な人員や資機材の種類・数量等を検討する。

なお、市物資拠点の作業要員及び資機材の確保について、施設管理者と調整し、不足する場合は、県に協力を要請する。

第7節 県物資拠点の把握

総務班（受援担当）は、県からの報告や県から派遣されるリエゾン（現地情報連絡員）から情報等を収集し、県物資拠点の状況を把握する。

第8節 物的ニーズの把握・取りまとめ

(1) 物的ニーズの把握

総務班（受援担当）は、各避難所から物資供給要請を受け付けるとともに、市災害対策本部各班や県から派遣されるリエゾン（現地情報連絡員）を通じて、本市における物的ニーズを把握し、以下の情報を取りまとめるよう努める。

- ア 必要となる物資の品目及び数量
- イ 必要となる資機材の品目及び数量
- ウ 受入拠点（県物資拠点等）の場所及び経路
- エ 県の応援要請担当者の氏名及び連絡先
- オ 受入拠点（県物資拠点等）担当者の氏名及び連絡先
- カ その他必要事項

(2) 外部に要請する物資の把握

総務班（受援担当）は、市備蓄物資の供給を優先して調整したうえで、外部に物的支援を要請する物資を把握し、取りまとめ、県をはじめとした外部関係機関へ要請する物資の把握を行う。

第9節 市備蓄物資の供給準備

総務班は、被災状況等から市備蓄物資の供給の可能性がある場合は、各拠点避難所における備蓄品目及び数量を把握する。

市（防災・危機管理班）は、平常時から備蓄物資の在庫表を最新の状況に更新する。

第10節 要請

(1) 要請方法

市は、被害が甚大で本市のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、不足が見込まれる物資について、県や関係機関に物的支援を要請する。

災害対策基本法第68条に基づき、県災害対策本部の受援・応援グループ（要請受付）に、本市で取りまとめた物的ニーズ等の情報を記載した文書を提出する。ただし、いとまがない場合は、電話・FAX等により応援要請を行い、後日文書を提出する。

県へ提出する文書の記載事項は以下のとおりとする。

- ア 被害の状況
- イ 必要となる物資の品目及び数量
- ウ 必要となる資機材の品目及び数量
- エ 受入拠点（市物資拠点又は避難所）の場所及び経路
- オ 応援要請担当者の氏名を及び連絡先
- カ 受入拠点（市物資拠点又は避難所）担当者の氏名及び連絡先
- キ その他必要事項

(2) 要請手順

総務班は、災害対策本部各班（受援担当者）と連携し、各関係機関と締結した協定等に基づき、関係機関や県、国、他市町村へ物的支援の供給を要請する。

要請した物的支援の提供の決定にあたり、応援を行う地方公共団体ごとに、以下の情報を記した帳票を提出する。

- ア 応援組織名
- イ 所在地
- ウ 担当者名
- エ 担当者連絡先
- オ 支援物資
- カ 内容量
- キ 送付先
- ク 出発予定・到着予定
- ケ 送付手段
- コ 賃貸物資の終了予定日
- サ 応援内容に基づく協定等
- シ 有償の応援（金額等）

第 11 節 支援物資の受入れ

(1) 支援物資の把握・取りまとめ

総務班（受援担当）は、物的支援の要請先等へ帳票を送付したときは、当該帳票に次の情報を記したうえで、物的資源管理表に入力し、支援物資の把握・取りまとめを行うとともに、市災害対策本部各班と情報共有を行う。

- ア 送信日時
- イ 送信者名
- ウ 送信者連絡先

(2) プッシュ型支援の受入れ

総務班（受援担当）は、県が必要に応じて要請する国等からのプッシュ型支援の受け入れにあたり、県災害対策本部の受援・応援グループ及び県から派遣されるリエゾン（現地情報連絡員）と情報共有を行い、支援物資量等について物的資源管理表に入力する。

第 12 節 支援物資の供給

(1) 供給の概要

総務班（受援担当）は、市災害対策本部（土木班）と緊急通行確保路線や市道の被害状況、道路啓開状況等について情報共有を行い、市物資拠点までの輸送ルートを選定する。

また、県からの支援物資の受け入れ状況等を整理し、各避難所へ供給可能な物資について、配分計画を作成し、市災害対策本部に報告する。

(2) 物流事業者との調整

総務班（受援担当）は、供給物資の配分計画に基づき、県から派遣されるリエゾン（現地情報連絡員）や物流専門家とともに、各避難所への輸送について整理した輸送指示書及び配車計画を作成する。

物流事業者は、配車計画に基づき、支援物資の輸送を行う。

(3) 支援物資要請先から市物資拠点又は避難所への直接供給

市外から多数のトラックが市物資拠点や避難所に向かい、交通渋滞等が発生するリスクがあることから、市外からの支援物資については、県物資拠点を經由することが原則であることに留意する。ただし、市物資拠点や避難所が支援物資要請先と近接する場合や、交通渋滞の恐れがない場合等、直接の供給が効率的となりうる。

支援物資について県物資拠点を經由せずに、直接、市物資拠点又は避難所に供給する場合は、支援物資要請先へ依頼し、県災害対策本部へ報告する。

第13節 市物資拠点の運営

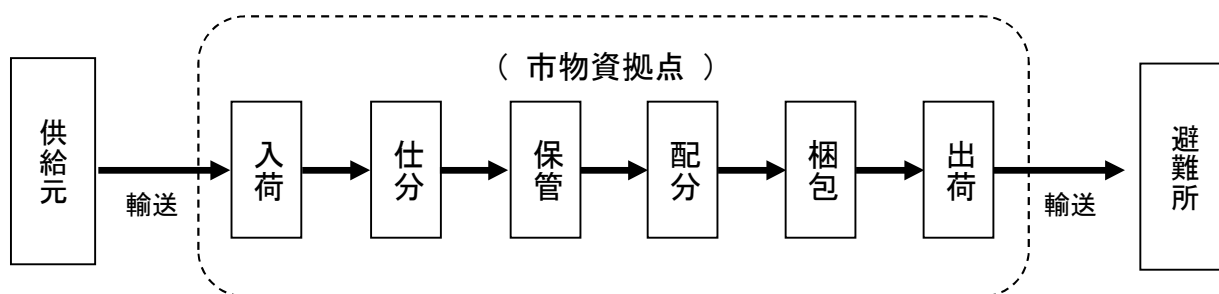
(1) 情報管理と伝達・調整

総務班（受援担当）及び応急物資支援班は、支援物資の到着日時や量、種類、市物資拠点の受け入れ可能量等の情報を一元的に管理し、市災害対策本部に対し速やかな情報伝達を行うとともに、県や関係機関と連携を図り、必要な調整を行う。

(2) 市物資拠点の主な運營業務

総務班（受援担当）及び応急物資支援班は、物流・輸送業者等と情報共有及び連絡調整を行い、以下の業務を実施する。

- ア 県物資拠点及び国のプッシュ型支援物資の輸送情報（量、品目、輸送先）に基づく受入れの指示
- イ 到着した支援物資の荷下ろし、荷捌き、検品、入庫、到着情報等の市災害対策本部への報告
- ウ 管理する支援物資の各避難所への配送に係る出庫作業
- エ 輸送業者到着の確認
- オ 在庫状況の管理



- ・ 『入荷』 先入れ先出しを基準に物資管理を行う。
- ・ 『仕分』 時間・温度・耐性の特性別に仕分けを行う。
- ・ 『保管』 使用頻度・類似製品ごとに見やすく扱いやすいよう保管を行う。
- ・ 『配分』 物的ニーズを整理し、輸送先ごとに配分を行う。
- ・ 『梱包』 輸送先単位など品質管理項目別に包装を行う。
- ・ 『出荷』 輸送順序を踏まえ、積込み順序の整理を行う。

第 14 節 輸送手段の確保

総務班（総務班）は、県を通じて、県トラック協会や協定締結先、指定公共機関に対して、市物資拠点から各避難所までの緊急輸送を要請する。

発災直後など、物流事業者の体制が整っておらず、支援が得られない場合を想定し、職員自らが公用車等により輸送する体制を検討する。

第 15 節 自衛隊に対する災害派遣要請

本市において、市物資拠点の開設・運営又は支援物資の輸送が困難な場合、本部長は、県知事に対し、自衛隊に支援物資の緊急輸送のための災害派遣を要請する。

第 16 節 自動車燃料の確保

総務班（受援担当）は、緊急輸送車両を含む自動車の燃料を確保する必要がある場合、県を通じて優先的に燃料の供給を要請する。

第 17 節 義援物資の取扱い

無償で提供される義援物資については、過去の災害において、1つの梱包に複数品目が混在している、梱包の形状やサイズが不均一である等のため、仕分けに要する施設面積や時間、手間が多くなることが想定されるため、市物資拠点の人員やスペースの活用についてあらかじめ検討する。

第 18 節 余剰物資の取扱い

発災後、一定期間が経過すると、物資の余剰が発生することが想定されることから、受援班は、県や物流事業者と連携し、余剰物資を保管するための拠点の開設・運営について調整を行う。

なお、余剰物資の拠点は、入出荷の頻度が低くなることから、体育館等フォークリフトが使えない施設などの利用も検討するものとする。

第5章 その他の受援

第1節 緊急輸送ルートの確保

大規模災害発生時には、道路の寸断や一般車両通行による渋滞発生等により、緊急支援車両の目的地到着に支障を来すことが想定される。

市は、県と連携し、全国からの人員や物資、燃料等の輸送を迅速かつ円滑に行えるよう、陸・海・空の緊急輸送ルートの確保を検討する。

(1) 陸上輸送ルートの確保

陸上輸送ルートについては、主に緊急通行確保路線を確保するよう努めるとともに、道路啓開にあたっては、国、県、市、関係機関等と連携し、道路啓開の優先順位を明確にする。

(2) 海上輸送ルートの確保

市は、県と連携し、海上輸送ルートで利用する海上輸送拠点を選定する。本市における海上輸送拠点候補施設は、伏木富山港とする。なお、市は、航路やアクセス道路等の被災状況を把握するとともに、県及び関係機関との情報共有に努める。

また、海上輸送ルートを活用した被災者の救助について、県を通じて、伏木海上保安部及び海上自衛隊に支援を要請する。

(3) 航空輸送ルートの確保

大規模災害発生時には、救援活動のみならず、医療緊急搬送や物資輸送等幅広い活動に従事する多数のヘリコプターが市外から派遣されるため、市は、県と連携し、国土交通省、自衛隊、海上保安庁、消防、警察、D-MAT等と各機関のヘリコプターの運用について調整を行う。

また、市は、ヘリポート・場外離着陸場となる拠点施設等をあらかじめリストアップし、情報共有を行う。

第2節 燃料・電力・ガスの供給

大規模災害発生時には、多くの燃料・電力・ガス関連施設が被災し、燃料の確保が困難になることが想定される。

市は、県を通じて、災害応急対策活動に必要な燃料のほか、市災害対策本部や災害拠点病院、避難所、その他の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下、「優先供給施設」という。）の業務継続や避難所生活に必要な燃料を確保し、優先的に供給できるよう調整を行う。

(1) 燃料の供給

市は、優先供給施設をあらかじめリストアップするとともに、災害発生後に生じる避難所等の燃料供給先については、被災状況や避難者の生活状況を把握し、県と情報共有を行う。

(2) 電力の供給

電力事業者は、発災後、供給支障が発生している地域について市災害対策本部に情報提供を行う。

総務班は、災害対策本部をはじめとする優先供給施設等について電力の臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討し、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を電力事業者に要請する。

(3) ガスの供給

ガス事業者は、発災後、供給支障が発生している地域について市災害対策本部に情報提供を行う。

総務班は、災害対策本部をはじめとする優先供給施設等についてガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討し、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給をガス事業者に要請する。

第3節 費用負担及び事故等の責任

本市域で災害が発生し、県を通じて全国の自治体等から応援を受け入れる際の費用負担については、以下の関係法令を踏まえ対応するものとする。ただし、法令に定めのある場合又は本市が個別に締結する相互支援協定に基づき応援を受け入れる際は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

(1) 応援費用及び事故等の責任

ア 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する。

(災害対策基本法第92条)

イ 応援職員が業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援を行う自治体の負担とする。

(地方公務員災害補償法)

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その従事中に生じたものについては被災自治体、被災自治体への往復の途中に生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う。

(国家賠償法第1条等)

(2) 救助費用及び災害救助法の対象経費

災害救助法の規定による救助に要する費用は、県が支弁する。

災害救助法の対象経費は以下のとおりである。詳細については、災害救助事務取扱要領を参照する。

受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部 支援要員	※対象外 対象経費は原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点 運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張費
被災者の生活支援	住家被害認定、 り災証明書交付業 務要員	※対象外
災害廃棄物	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

主な受援業務における対象経費

(地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン (H29.3 内閣府作成))